生活保護の基準額の減額に反対する声明

生活保護の支給水準(基準額)について、政府内の検討の場で切り下げを決めました。 わたしたち NPO 法人中国帰国者の会はこれに強く反対します。

わたしたちの会は、中国帰国者(元「中国残留邦人」)の人権回復を保障させるために、 広く社会に問題を訴え、抜本的な帰国者問題解決を政府に求めてきました。「中国残留邦 人」国家賠償訴訟を通して、「中国残留邦人一世」本人に対しては、2008年より新しい施 策が開始されました。

しかしながら、基本的に「中国残留邦人」の配偶者(特に新支援開始時に新支援の対象外になった配偶者)及び子ども・孫など二世三世に対しては放置され現在に至っています。 そのため、高齢になった「中国残留邦人」の配偶者や二世の多くは生活保護で生活しています。

生活保護基準は、憲法 25 条が保障する「健康で文化的な最低限度の生活」の具体化です。 医療・福祉等他の多様な施策の適用基準にも連動しています。生活保護基準の引き下げは 社会全体への広範な影響を招くもので、当事者を含む市民各層の意見を十分に聴取したう えで、多角的な検討を行い、慎重に決すべきです。

しかし、生活保護基準の引き下げという結論先にありきで低所得層との比較のみに強く 誘導しようとするものであり、真摯な検討過程があったとは言えません。

低所得世帯の中でも極めて所得の低いものとの比較を根拠に生活保護基準を引き下げる ことを許せば、保護基準を際限なく引き下げていくことにつながっていきます。

「中国残留邦人一世」に対しては生活保護と同じ額の支援給付金が支給されていますが、 これも生活保護が引き下げられれば連動するものと思います。

ことに生活保護で生活している「中国残留邦人」の配偶者や二世はいまだに日本社会で 自活して生活するのが困難なので生活保護を受給しているのです。その引き下げがなされ ることがあってはなりません。

> 2013年2月5日 NPO法人中国帰国者の会 理事長 石井小夜子